

# 上富良野町簡易水道等施設給水条例

昭和52年3月15日条例第5号  
改正昭和53年3月24日条例第5号  
昭和54年3月28日条例第5号  
昭和60年10月9日条例第22号  
昭和61年3月20日条例第2号  
昭和63年5月16日条例第16号  
平成元年12月21日条例第40号  
平成4年12月19日条例第22号  
平成10年3月25日条例第10号  
平成10年12月24日条例第16号  
平成25年12月13日条例第24号  
令和元年6月24日条例第1号

## (目的)

第1条 この条例は、上富良野町簡易水道等施設設置条例（昭和52年上富良野町条例第4号。この条例において以下「設置条例」という。）に基づく水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の給水条件ならびに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (給水区域)

第2条 上富良野町簡易水道等施設事業の給水区域は、設置条例第2条各号に定める区域とする。

## (料金)

第3条 料金は、別表のとおりとする。

## (準用)

第4条 この条例に定めるもののほか、給水装置の工事及び費用、給水、料金及び手数料、管理の規定については、上富良野町水道事業給水条例（平成10年上富良野町条例第10号）第3条から第19条まで及び第21条から第32条までの規定を準用する。

## (委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月24日条例第5号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月28日条例第5号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年10月9日条例第22号）

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (給水装置の特例)

2 里仁地区飲料水供給施設水道事業について給水条例を準用する場合にあっては、昭和60年度に限り、同条例第3条中「配水管から分岐して設けられた給水管及び」とあるのは「止水栓から分岐して設けられた給水管及び給水栓並びに」と読み替えるものとする。

附 則（昭和61年3月20日条例第2号）

この条例は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則（昭和63年5月16日条例第16号抄）

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、（中略）第2条（中略）の改正規定は、水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第6条の規定による水道事業経営認可のあった日から施行する。

（上富良野町簡易水道等施設給水条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の第2条による改正後の上富良野町簡易水道等施設給水条例第3条の規定は、昭和63年6月1日から適用し、同日前については、なお従前の例による。

附 則（平成元年12月21日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成2年4月1日から同年4月30日までの間にメーター器検針をした使用水量に係る料金については、この条例による改正後の上富良野町簡易水道等施設給水条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後に新たに給水を開始するものに係る料金を算定する場合には、前項の規定は適用しない。

附 則（平成4年12月19日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成5年4月1日から同年4月30日までの間にメーター器検針をした使用水量に係る料金については、この条例による改正後の上富良野町簡易水道等施設給水条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後に新たに給水を開始するものに係る料金を算定する場合には、前項の規定は適用しない。

附 則（平成10年3月25日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月24日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成11年4月1日から同年4月30日までの間にメーター検針をした使用水量に係る料金及び隔月のメーター検針により料金を算定する場合における平成11年5月1日から同年5月31日までにメーター検針をした使用水量の2分の1の使用水量に係る料金については、この条例による改正後の上富良野町水道事業給水条例第20条及び上富良野町簡易水道等施設給水条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後に新たに給水を開始するものに係る料金を算定する場合には、前項の規定は適用しない。

附 則（平成25年12月13日条例第24号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（上富良野町簡易水道等施設給水条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 第11条の規定による改正後の上富良野町簡易水道等施設給水条例第3条の規定は、施行日以後の水道の使用に係る料金について適用し、施行日前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の際現に施行日前から継続している水道の使用で施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月24日条例第1号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条、第2条、第4条、第6条中別表（2）から別表（4）、第8条、第10条、第11条、第14条、第19条、第21条、第22条及び第24条の改正規定 平成31年10月1日

（2） （略）

（上富良野町簡易水道等施設給水条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第8条の規定による改正後の上富良野町簡易水道等施設給水条例第3条の規定は、附則第1

条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の水道の使用に係る料金について適用し、施行日前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に施行日前から継続している水道の使用で施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

水道料金

区分		基本料金（1月につき）		超過料金（1立方メートルにつき）
種別	用途	使用水量	料金	
専用	一般用	8立方メートルまで	1,584円	164円
	畜産農業用	20立方メートルまで	3,612円	183円
	営業用	20立方メートルまで	3,612円	183円
	団体用	20立方メートルまで	3,992円	195円
	臨時用	20立方メートルまで	2,344円	202円

備考

1 水道の用途の区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般用とは、畜産農業用、営業用、団体用、臨時用以外の用に水道を使用するものをいう。
- (2) 畜産農業用とは、大家畜、小家畜を飼育するもので、水道を飼育の用に使用するものをいう。
- (3) 営業用とは、料理店、飲食店、旅館、貸間業、理美容業、食品加工業、娯楽業、病院及び、これらに類する営業の用に水道を使用するものをいう。
- (4) 団体用とは、官公署、学校、事業団体の事務所及び事業所等で水道を使用するものをいう。
- (5) 臨時用とは、建設現場、その他の場所で臨時、一時的に水道を使用するものをいう。

2 超過料金の算定は、基本料金の使用水量を超える使用水量について1立方メートル（1立方メートル未満の端数を生じたときは、切り上げる。）につき、上の表の定額により算定する。